

国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務
公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1条 この要領は、「国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務公募型プロポーザル」における受託候補者を選定するための業務提案審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2条 受託候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、「国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2) 参加資格の審査

ア 参加表明書の提出者に対して、参加資格要件を確認する。参加表明書の提出者が5者を超えた場合には、別表「評価調書」の企業の経験・能力、業務実施体制、技術力と業務実務能力により審査し、5者程度を選定する。

イ 参加資格を得た者は、技術提案書を提出する。

(3) 事業者の審査・選定

ア プレゼンテーションにより審査する。

イ 各項目における点数の合計点は110点とする。

ウ 審査項目及び配点は、別表「評価調書」のとおりとする。

(4) 審査の対象

町が別に定める提案書等の関係書類及びヒアリングとする。

(5) 受託候補者の決定方法

各審査委員の採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、予算の範囲内で受託候補者及び次点者をそれぞれ1者選定する。

(6) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

(7) 応募者が1者の場合又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行う。

提案者がない場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(別表)
評価調書

評価項目		評価基準	配点
企業の経験・能力	資格要件	ランドスケープに関する部門（造園）の建設コンサルタント登録、ランドスケープ関連団体に加盟 A：建設コンサルタント登録及び関連団体に加盟 B：建設コンサルタント登録 C：関連団体に加盟	5
	企業の業務実績	ランドスケープ業務（公園・広場や街路などの屋外空間のデザイン）の業務実績 A：実績が5例以上 B：実績が3例以上 C：実績が1例以上	5
	表彰及び社会活動等	ランドスケープ業務の表彰歴及びランドスケープ業務に関連する社会活動参加 A：表彰歴及び社会活動参加両方に該当 B：どちらかに該当 C：関連団体に加盟	5
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	業務遂行のための動員計画や実施体制、協働提案等について A：実施体制、協働提案等が適正で優れている。 B：実施体制、協働提案等が適正。 C：実施体制、協働提案等に劣っている。	5
技術力と業務実務能力	照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容 技術者の資格取得状況 ①技術士技術士（建設部門：都市及び地方計画） ②RCCM（造園） ③RLA（ランドスケープアーキテクト） A：①の資格を有している B：②の資格を有している C：③の資格を有している	5
		担当業務実績 ランドスケープ業務（公園・広場や街路などの屋外空間のデザイン）の担当業務実績 A：業務実績が3例以上 B：業務実績が2例 C：業務実績が1例	5
		表彰歴 担当業務の表彰歴 A：表彰歴が2例以上 B：表彰歴が1例 C：表彰歴が無し	5
	管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容 技術者の資格取得状況 ①技術士技術士（建設部門：都市及び地方計画） ②RCCM（造園） ③RLA（ランドスケープアーキテクト） A：①の資格を有している B：②の資格を有している C：③の資格を有している	5

		専門技術力	担当業務実績	ランドスケープ業務（公園・広場や街路などの屋外空間のデザイン）の担当業務実績 A：業務実績が3例以上 B：業務実績が2例 C：業務実績が1例	5
			表彰歴	担当業務の表彰歴 A：表彰歴が2例以上 B：表彰歴が1例 C：表彰歴が無し	5

業務の基本的な考え方（実施方針等）	業務理解度		現状把握が適切であり、業務の目的、条件、内容の理解度が高いか。 A：優れている B：標準 C：全款的確ではない	5
	仕様書の理解度		実施方針が仕様書の項目を踏まえた提案になっているか。 A：優れている B：標準 C：全款的確ではない	5
	業務全体のプロセス		無理のない業務計画を組んでいるか。業務項目ごとのスケジュールが明確に示されているか。 A：優れている B：標準 C：全款的確ではない	5
	業務実施方針 実施手法		論理的、合理的視点で課題を解決するための新しい価値やアイデアの企画・提案である。多様な視点から課題に対し、実現化に向けた提案である。官民連携及び町民参加手について、現実性のある提案である。 A：特に優れている B：優れている C：標準 D：劣っている E：全款的確ではない	10
評価テーマに対する提案	①日和佐うみがめ博物館カレッタのリニューアル併せ、国民宿舎うみがめ荘跡地周辺を将来にわたり多くの人々に室戸阿南海岸国定公園の豊か	的確性	地形・環境・地域特性などの与条件の整合性。事業の目的に対し（着眼点・問題点・解決方法等）が網羅されている。 A：特に優れている B：優れている C：標準 D：劣っている E：全款的確ではない	10

な自然環境を体感してもらうエリアの創出を目的として周辺施設活用及び各種計画も含め望ましい整備についてどう考えるか。	実現性	提案内容に説得力がある。町民・事業者・行政等多様な視点から問題点や利害特質等が把握・分析されている。多様な視点から課題に対応、実現化へ導く可能性がある。 A：特に優れている B：優れている C：標準 D：劣っている E：全く実効性、実現性の可能性がない	10
	創意工夫	論理的・合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できている。 A：特に優れている B：優れている C：標準 D：劣っている E：全く工夫がない	5
資料作成能力等		的確な文書表現、作図等の創意工夫、提案の整理方法等、簡潔かつ明瞭にわかりやすく整理され、適切な説明となっている。 A：特に優れている B：優れている C：標準 D：劣っている E：全く的確ではない	10
配点合計			110

1. 評価は、各評価項目の評価基準を参考とし、3段階又は5段階で評価を行うものとする。ただし、見積額の評価は除く。
2. 評価点は、各評価項目の配点×評価基準係数とし、評価基準係数は次のとおりとする。なお、評価項目に係る提案がない場合は0点とする。
 - (1) 評価基準がA～Cの3段階の場合
A=1.0、B=0.6、C=0.2
 - (2) 評価基準がA～Eの5段階の場合
A=1.0、B=0.8、C=0.6、D=0.4、E=0.2